# 旅行業法の一部を改正する法律案新旧対照表

旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)

改正案	現行
目次	目次
第一章 総則 (第一条・第二条)	第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 旅行業等 (第三条 第二十二条)	第二章 旅行業等 (第三条 第二十二条)
第三章 旅行業協会 (第二十二条の二 第二十二条の二十四)	第三章 旅行業協会 (第二十二条の二 第二十二条の二十四)
第四章 雑則 (第二十三条 第二十七条)	第四章 雑則 (第二十三条 第二十七条)
第五章 罰則 (第二十八条 第三十四条)	第五章 罰則 (第二十八条 第三十二条)
附則	附則
(定義)	(定義)
第二条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う	第二条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う
事業(専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サー	事業(専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サー
ビスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。	ビスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。
)をいう。	)をいう。
旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又	
は宿泊のサービス (以下「運送等サービス」という。) の内容並びに	
旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、	
旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成	
するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提	
供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、	
自己の計算において、 運送等サービスを提供する者との間で締結する	
行為	
	•

- 者との間で締結する行為に係る契約を、自己の計算において、運送等関連サービスを提供するに確実に提供するために必要と見込まれる運送等関連サービスの提供に関するサービス(以下「運送等関連サービス」という。)を旅行者二 前号に掲げる行為に付随して、運送及び宿泊のサービス以外の旅行
- して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為三 旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理
- 運送等サービスを提供する行為」の人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して、
- ついて、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為「スを提供する者のため、旅行者に対する運送等関連サービスの提供に出「第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、運送等関連サービ
- 者の便宜となるサービスを提供する行為の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行八 第一号及び第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、旅行者
- 九 旅行に関する相談に応ずる行為
- 結する行為を行う事業をいう。
  ため前項第一号から第八号までに掲げる行為について代理して契約を締2.この法律で「旅行業者代理業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者の

- て、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為| 旅行者のため、運送又は宿泊のサービスの提供を受けることについ
- |らのサービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をす|| 運送又は宿泊のサービスを提供する者のため、旅行者に対する||これ|

る行為

- 運送又は宿泊のサービスを提供する行為|| 他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して
- 理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為――ビス以外の旅行に関するサービスの提供を受けることについて、代四―前三号に掲げる行為に付随して、旅行者のため、運送及び宿泊のサ
- 媒介をする行為「「関」の提供について、代理して契約を締結し、又は「「ビス以外の旅行に関するサービスを提供する者のため、旅行者に対」「第一号から第三号までに掲げる行為に付随して、運送及び宿泊のサー
- なるサービスを提供する行為券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行者の便宜と六 第一号から第三号までに掲げる行為に付随して、旅行者の案内、旅
- 七 旅行に関する相談に応ずる行為
- 結する行為を行う事業をいう。 ため前項第一号から第六号までに掲げる行為について代理して契約を締2 この法律で「旅行業者代理業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者の

が取り扱う前項に規定する代理して契約を締結する行為をいう。て企画旅行契約を締結する行為を含む。)又は旅行業者代理業を営む者に掲げる行為 (第十四条の二第一項の規定により他の旅行業者を代理し3 この法律で「旅行業務」とは、旅行業を営む者が取り扱う第一項各号

- 旅行業を営む者が旅行者と締結する契約をいう。(同項第一号に係る部分に限る。)に掲げる旅行業務の取扱いに関し、4.この法律で「企画旅行契約」とは、第一項第一号、第二号及び第八号
- 行者と締結する契約をいう。
  部分に限る。)に掲げる旅行業務の取扱いに関し、旅行業を営む者が旅第四号に係る部分に限る。)及び第八号(同項第三号及び第四号に係る同項第三号及び第四号に係る部分に限る。)、第七号(同項第三号及び「三の法律で「手配旅行契約」とは、第一項第三号、第四号、第六号(

#### (登録の申請)

請書を国土交通大臣に提出しなければならない。第四条「前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申

|〜三 (略)

かその他の旅行業務に関する取引の実情を勘案して国土交通省令で定を参加する旅行者の募集をすることにより実施するものであるかどう号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行をいう。以下同じ。)四、旅行業を営もうとする者にあつては、企画旅行(第二条第一項第一

- が取り扱う前項に規定する代理して契約を締結する行為をいう。て主催旅行契約を締結する行為を含む。)又は旅行業者代理業を営む者に掲げる行為 (第十四条の二第一項の規定により他の旅行業者を代理し3 この法律で「旅行業務」とは、旅行業を営む者が取り扱う第一項各号
- 告その他の方法により募集して実施する旅行をいう。 る事項を定めた旅行に関する計画を作成し、これに参加する旅行者を広り上でスの内容並びに旅行者が旅行業を営む者に支払うべき対価に関すの目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊の4 この法律で「主催旅行」とは、旅行業を営む者が、あらかじめ、旅行
- と締結する契約をいう。第六号までに掲げる旅行業務の取扱いに関し、旅行業を営む者が旅行者のこの法律で「主催旅行契約」とは、主催旅行に係る第一項第一号から

(登録の申請)

請書を国土交通大臣に提出しなければならない。第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申

|〜三 (略)

省令で定める業務の範囲の別るかどうかその他の旅行業務に関する取引の実情を勘案して国土交通四、旅行業を営もうとする者にあつては、主催旅行を実施するものであ

## める業務の範囲の別

五・六 (略)

た書類を添付しなければならない。2 申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載し

#### (登録の拒否)

場合には、その登録を拒否しなければならない。第六条 国土交通大臣は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する

| 一 六 (略)

に選任すると認められない者 - 営業所ごとに第十一条の二の規定による旅行業務取扱管理者を確実

八·九 (略)

2 (略)

# (旅行業務取扱管理者の選任)

2 旅行業者等は、その営業所の旅行業務取扱管理者として選任した者の

すべてが第六条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当し、又は

五・六 (略)

た書類を添附しなければならない。 2 申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載し

(登録の拒否)

場合には、その登録を拒否しなければならない。第六条 国土交通大臣は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する

に選任すると認められない者と、営業所ごとに第十一条の二の規定による旅行業務取扱主任者を確実

八·九 (略)

(略)

2

# (旅行業務取扱主任者の選任)

ついての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。 ( ) は、営業所ごとに、一人以上の第五項の規定による書面の交の四の規定による取引条件の説明、第十二条の五の規定による書面の交の四の規定による取引条件の説明、第十二条の五の規定に適合する旅行業務第十一条の二 旅行業者又は旅行業者代理業者(以下「旅行業者等」とい

2 旅行業者等は、その営業所の旅行業務取扱主任者として選任した者の

すべてが第六条第一項第一号から第五号までの| に該当し、又は選任し

選任した者のすべてが欠けるに至つたときは、新たに旅行業務取扱管理

契約を締結してはならない。 者を選任するまでの間は、その営業所において旅行業務に関し旅行者と

- 3 (略)
- ができない。 4 旅行業務取扱管理者となること
- |にも該当しない者で、次に掲げるものでなければならない。| | 旅行業務取扱管理者は、第六条第一項第一号から第五号までのいずれ
- 管理者試験に合格した者次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱一本邦内の旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、
- 業務取扱管理者試験に合格した者二(前号の営業所以外の営業所にあつては、次条の規定による総合旅行)
- なければならない。 業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るよう努めに規定する旅行業協会が実施する研修を受けさせること等により、旅行6 旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、第二十二条の二第二項

# (旅行業務取扱管理者試験)

- 関し必要な知識及び能力について国土交通大臣が行う。 第十一条の三 旅行業務取扱管理者試験は、旅行業務取扱管理者の職務に
- 行業務取扱管理者試験の二種類とする。 2 旅行業務取扱管理者試験は、総合旅行業務取扱管理者試験及び国内旅
- 項の知識及び能力に関して実施する研修の課程を修了した者又は国土交3(国土交通大臣は、第二十二条の二第二項に規定する旅行業協会が第一

た者のすべてが欠けるに至つたときは、新たに旅行業務取扱主任者を選

締結してはならない。任するまでの間は、その営業所において旅行業務に関し旅行者と契約を

- 3 (略)
- ができない。 4 旅行業務取扱主任者となること
- 当しない者で、次に掲げるものでなければならない。 旅行業務取扱主任者は、第六条第一項第一号から第五号までの一に該

5

- 主任者試験に合格した者次条の規定による一般旅行業務取扱主任者試験又は国内旅行業務取扱工を判内の旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、
- 業務取扱主任者試験に合格した者「前号の営業所以外の営業所にあつては、次条の規定による一般旅行」

# (旅行業務取扱主任者試験)

- 関し必要な知識及び能力について国土交通大臣が行なう。 第十一条の三 旅行業務取扱主任者試験は、旅行業務取扱主任者の職務に
- | 行業務取扱主任者試験の二種類とする。| 2 旅行業務取扱主任者試験の二種類とする。
- 項の知識及び能力に関して実施する研修の課程を修了した者又は国土交3(国土交通大臣は、第二十二条の二第二項に規定する旅行業協会が第一

部を免除することができる。通省省令で定める資格を有する者について、旅行業務取扱管理者試験の一

- 験手続その他試験の実施に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。5 前各項に定めるもののほか、旅行業務取扱管理者試験の試験科目、受

#### (料金の掲示)

更するときも、同様とする。所において旅行者に見やすいように掲示しなければならない。これを変取扱いの料金(企画旅行に係るものを除く。)を定め、これをその営業第十二条 旅行業者は、事業の開始前に、旅行者から収受する旅行業務の

2・3 (略)

(旅行業約款)

第十二条の二 (略)

#### (略)

に)定められているものであること。と手配旅行契約その他の企画旅行契約以外の契約との別に応じ、明確項が明確に(企画旅行を実施する旅行業者にあつては、企画旅行契約金銭の収受及び払戻しに関する事項並びに旅行業者の責任に関する事二 少なくとも旅行業務の取扱いの料金その他の旅行者との取引に係る

部を免除することができる。通省省令で定める資格を有する者について、旅行業務取扱主任者試験の一

- 験手続その他試験の実施に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。5 前各項に定めるもののほか、旅行業務取扱主任者試験の試験科目、受

### (料金の掲示)

2・3 (略)

(旅行業約款)

第十二条の二 (略)

| てしなければならない。| 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつ

#### 一 (略)

のであること。
と主催旅行契約以外の契約との別に応じ、明確に)定められているも項が明確に(主催旅行を実施する旅行業者にあつては、主催旅行契約金銭の収受及び払戻しに関する事項並びに旅行業者の責任に関する事二 少なくとも旅行業務の取扱いの料金その他の旅行者との取引に係る

## (取引条件の説明)

り、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。とする旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令で定めるところによ他旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しよう第十二条の四 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その

事項を記載した書面を交付しなければならない。 関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名その他の国土交通省令で定める旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に定める場合を除き、旅行者に対し、旅行者が提供を受けることができる2 旅行業者等は、前項の規定による説明をするときは、国土交通省令で

3 (略)

#### (書面の交付)

は当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付取扱管理者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面又除き、遅滞なく、旅行者に対し、当該提供すべき旅行に関するサービス除き、遅滞なく、旅行者に対し、当該提供すべき旅行に関するサービス第十二条の五、旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その第十二条の五、旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その

## (取引条件の説明)

に説明しなければならない。
、国土交通省令で定めるところにより、その取引の条件について旅行者とするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上第十二条の四(旅行業者等は、旅行業務に関し旅行者と契約を締結しよう

事項を記載した書面を交付しなければならない。 関する事項、旅行業務取扱主任者の氏名その他の国土交通省令で定める旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に定める場合を除き、旅行者に対し、旅行者が提供を受けることができる2 旅行業者等は、前項の規定による説明をするときは、国土交通省令で2

3 (略)

#### (書面の交付)

る事項、旅行業務取扱主任者の氏名その他の国土交通省令で定める事項令で定める場合を除き、遅滞なく、旅行者に対し、当該提供すべき旅行、取次ぎをし、又は自ら提供をする契約を締結したときは、国土交通省省の一方を代理して契約を締結し、当事者間を媒介して契約を成立させ第十二条の五 旅行業者等は、旅行に関するサービスの提供に関し、当事

しなければならない。

2 (略)

(旅行業務取扱管理者の証明書の提示)

は、国土交通省令で定める様式による証明書を提示しなければならない第十二条の五の二(旅行業務取扱管理者は、旅行者から請求があつたとき)

(企画旅行の広告)

省令で定める事項を表示してしなければならない。 省令で定める事項を表示してしなければならない。 当令で定める事項を表示してしなければならない。 当令で定める事項を実施する旅行業者の氏名又は名称、旅行の目的地及び日程、旅行者が広告を実施する旅行業者の氏名又は名称、旅行の目的地及び日程、旅行者が原十二条の七 旅行業者等は、企画旅行に参加する旅行者を募集するため

(企画旅行の円滑な実施のための措置)

とする事由が生じた場合における代替サービスの手配その他の当該企画に対する運送等サービスの確実な提供、旅行に関する計画の変更を必要第十二条の十 旅行業者は、企画旅行を実施する場合においては、旅行者

旅行の円滑な実施を確保するため国土交通省令で定める措置を講じなけ

ればならない。

を記載した書面又は当該旅行に関するサー ビスの提供を受ける権利を表

示した書面を交付しなければならない。

2 (略)

(旅行業務取扱主任者の証明書の提示)

は、国土交通省令で定める様式による証明書を提示しなければならない第十二条の五の二 旅行業務取扱主任者は、旅行者から請求があつたとき

(主催旅行の広告)

国土交通省令で定める事項を表示してしなければならない。

「大学者等に支払うべき対価に関する事項、第十二条の十の国土交通省令で定める措置を講ずるために必要な業務を行う者の同行の有無その他ので定める措置を講ずるために必要な業務を行う者の同行の内容、旅行者が旅提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容、旅行者が旅行業者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該主催旅行第十二条の七、旅行業者等は、主催旅行に参加する旅行者を募集するため

(主催旅行の円滑な実施のための措置)

更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配その他のに対する運送又は宿泊のサービスの確実な提供、旅行に関する計画の変第十二条の十一旅行業者は、主催旅行を実施する場合においては、旅行者

講じなければならない。当該主催旅行の円滑な実施を確保するため国土交通省令で定める措置を当該主催旅行の円滑な実施を確保するため国土交通省令で定める措置を

# (旅程管理業務を行う者)

4 前項の登録に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

## (登録研修機関の登録)

(以下「研修業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。第十二条の十二 前条第一項の登録は、旅程管理研修の実施に関する業務

#### (欠格条項)

一項の登録を受けることができない。第十二条の十三(次の各号のいずれかに該当する者は、第十二条の十一第

- 二年を経過しない者られ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日からられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せ
- 消され、その取消しの日から二年を経過しない者(一)第十二条の二十三の規定により第十二条の十一第一項の登録を取り)

三 法人であつて、研修業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該

## (旅程管理業務を行う者)

理業務に関する実務の経験を有するものでなければならない。 省令で定める措置を講ずるために必要な業務(以下「旅程管理業務」と 当で定める措置を講ずるために必要な業務(以下「旅程管理業務」と 第十二条の十一 主催旅行に参加する旅行者に同行して、前条の国土交通

前項の指定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

2

## 当する者があるもの

### (登録基準等)

手続は、国土交通省令で定める。の登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要なれぞれ同表の下欄に掲げる講師によつて行われるものであるときは、そ請した者の行う旅程管理研修が、別表の上欄に掲げる科目について、そ第十二条の十四(国土交通大臣は、第十二条の十二の規定により登録を申

- する。2 登録は、登録研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものと2 登録は、登録研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものと
- 登録年月日及び登録番号
- 代表者の氏名

  代表者の氏名

  代表者の氏名
- 三 登録研修機関が研修業務を行う事務所の所在地
- | 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

#### (登録の更新)

その効力を失う。 定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、第十二条の十五 第十二条の十一第一項の登録は、三年を下らない政令で

4 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

# ( 研修業務の実施に係る義務)

行わなければならない。の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により研修業務を第十二条の十六 登録研修機関は、公正に、かつ、第十二条の十四第一項

# (登録事項の変更の届出)

二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の第十二条の十七 登録研修機関は、第十二条の十四第二項第二号から第四

## (研修業務規程)

料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない2 研修業務規程には、旅程管理研修の実施方法、旅程管理研修に関する出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。当なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。当なければならない。これを変更しまでは、旅程管理研修に関する規程(以下「研修業第十二条の十八 登録研修機関は、研修業務に関する規程(以下「研修業

### (業務の休廃止)

かじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あら第十二条の十九 登録研修機関は、研修業務の全部又は一部を休止し、又

# (財務諸表等の備付け及び閲覧等)

をいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における條気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営第十二条の二十 登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事

ければならない。等」という。)を作成し、五年間登録研修機関の事務所に備えて置かな当該電磁的記録を含む。次項及び第三十四条第一号において「財務諸表

- を支払わなければならない。だし、第二号又は第四号の請求をするには、登録研修機関の定めた費用関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。た2 旅程管理研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録研修機
- 又は謄写の請求 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧
- | 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- ものの閲覧又は謄写の請求的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示した三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁
- 書面の交付の請求省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した四が号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通

(適合命令)

項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し第十二条の二十一(国土交通大臣は、登録研修機関が第十二条の十四第一

できる。、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることが、

(改善命令)

の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。定による研修業務を行うべきこと又は旅程管理研修の方法その他の業務定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規第十二条の二十二 国土交通大臣は、登録研修機関が第十二条の十六の規

## (登録の取消し等)

全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修業務の第十二条の二十三 国土交通大臣は、登録研修機関が次の各号のいずれか

- 第十二条の十三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- は次条の規定に違反したとき。 第十二条の十七から第十二条の十九まで、第十二条の二十第一項又

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の十一第一項の登録を受けたとき。

#### (帳簿の記載)

れを保存しなければならない。 、帳簿を備え、研修業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、こ第十二条の二十四 登録研修機関は、国土交通省令で定めるところにより

#### (報告の徴収)

関し必要な報告を求めることができる。め必要があると認めるときは、登録研修機関に対し、研修業務の状況に第十二条の二十五(国土交通大臣は、研修業務の適正な実施を確保するた

#### (立入検査)

ることができる。ち入り、研修業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させめ必要があると認めるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立第十二条の二十六(国土交通大臣は、研修業務の適正な実施を確保するた

- 帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携
- ものと解してはならない。 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められた

# (国土交通大臣による研修業務の実施)

た者がいないとき、第十二条の十一第一項の登録を受け第十二条の二十七 国土交通大臣は、第十二条の十一第一項の登録を取り消し、又は登録研修機関が天災そのとき、その他必要があると認めるときは、研修業務の全部又は一部を開いないとき、第十二条の二十三の規定により、ま十二条の二十三の規定により、ま十二条の二十三の規定により、ま十二条の二十七 国土交通大臣は、第十二条の十一第一項の登録を受け

通省令で定める。場合における研修業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交場合における研修業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通大臣が前項の規定により研修業務の全部又は一部を自ら行う

#### (公示)

第十二条の二十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報

に公示しなければならない。

- 一 第十二条の十一第一項の登録をしたとき。
- 二第十二条の十七の規定による届出があつたとき。
- 二 第十二条の十九の規定による届出があつたとき
- 消し、又は研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。四年二条の二十三の規定により第十二条の十一第一項の登録を取り
- こととするとき。 るとき、又は自ら行つていた研修業務の全部若しくは一部を行わない五 前条の規定により研修業務の全部若しくは一部を自ら行うこととす

(禁止行為)

第十三条 旅行業者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 (略)

2 (略)

- 旅行業務に関連して次に掲げる行為を行つてはならない。 旅行業者等又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う
- すること。を行うことをあつせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与を行うことをあつせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与一旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反する行為
- 関し便宜を供与すること。ビスの提供を受けることをあつせんし、又はその提供を受けることにニー旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサー
- 用を失墜させるものとして国土交通省令で定める行為四 前三号に掲げるもののほか、旅行者の保護に欠け、又は旅行業の信

(禁止行為)

第十三条 旅行業者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 (略)

2 (略)

- 旅行業務に関連して次に掲げる行為を行つてはならない。 3 旅行業者等又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う
- ること。を行うことをあつ旋し、又はその行為を行うことに関し便宜を供与すを行うことをあつ旋し、又はその行為を行うことに関し便宜を供与す旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反する行為
- し便宜を供与すること。 ビスの提供を受けることをあつ旋し、又はその提供を受けることに関ニ 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサー
- する広告をすること。 
  三 前二号のあつ旋又は便宜の供与を行う旨の広告をし、又はこれに類

# (企画旅行を実施する旅行業者の代理)

ことができる。

(以下「委託旅行業者」という。)を代理して企画旅行契約を締結する他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することを内容とすることにより実施するものに限る。)について、当該第十四条の二 旅行業者は、他の旅行業者が実施する企画旅行(参加する第十四条の二 旅行業者は、他の旅行業者が実施する企画旅行(参加する

- 締結することができる。 (以下「受託旅行業者」という。) は、当該委託旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することができるものを定めたときは、そ代理して企画旅行契約を締結することができるものを定めたときは、その受託契約において定められた旅行業者代理業者のうち当該委託旅行業者を代理ができるものを定めたときは、その受託契約において、当該受託旅行業者をがいることができる。
- を代理して企画旅行契約を締結することができる受託旅行業者又はその3 委託旅行業者及び受託旅行業者は、受託契約において、委託旅行業者

(主催旅行を実施する旅行業者の代理)

- 締結することができる。 (以下「受託旅行業者」という。) は、当該委託旅行業者を代理して主催旅行契約を代理して主催旅行契約を締結することができるものを定めたときは、そ代理して主催旅行契約を締結することができるものを定めたときは、そ代理して主催旅行業者とする旅行業者代理業者のうち当該委託旅行業者を受託契約において、当該受託旅行業者をがらり、が、当該受託契約を締結した旅行業者(以下、)が、当該受託契約を締結した旅行業者(以下、)が、当該受託変約を締結した旅行業者の対象により委託旅行業者と受託契約を締結した旅行業者の対象に対する。
- を代理して主催旅行契約を締結することができる受託旅行業者又はその3 委託旅行業者及び受託旅行業者は、受託契約において、委託旅行業者

受託旅行業者代理業者の営業所を定めておかなければならない。

(旅行業者代理業者の旅行業務等)

ために旅行業務を取り扱つてはならない。 画旅行契約を締結する場合を除き、その所属旅行業者以外の旅行業者の第十四条の三 旅行業者代理業者は、前条第二項の規定により代理して企

受託旅行業者代理業者の営業所を定めておかなければならない。

(旅行業者代理業者の旅行業務等)

ために旅行業務を取り扱つてはならない。催旅行契約を締結する場合を除き、その所属旅行業者以外の旅行業者の第十四条の三(旅行業者代理業者は、前条第二項の規定により代理して主

- 2 (略)
- 置をとるべきことを命ずることができる。あると誤認させ、又は所属旅行業者を誤認させないようにするための措4 国土交通大臣は、旅行業者代理業者に対し、その行う営業が旅行業で
- は、この限りでない。

  者の行う旅行業務につき旅行者に加えた損害の発生の防止に努めたとき者代理業者への委託につき相当の注意をし、かつ、その旅行業者代理業損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該所属旅行業者がその旅行業 所属旅行業者は、旅行業者代理業者が旅行業務につき旅行者に加えた

## (営業保証金の還付)

の弁済を受ける権利を有する。権に関し、当該旅行業者が供託している営業保証金について、その債権業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、その取引によつて生じた債第十七条 旅行業者又は当該旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理

## (業務改善命令)

第十八条の三(国土交通大臣は、旅行業者等の業務の運営に関し、取引の

#### 2 (略)

## (営業保証金の還付)

済を受ける権利を有する。関し、当該旅行業者が供託している営業保証金について、その債権の弁業者と旅行業務に関し取引をした者は、その取引によつて生じた債権に第十七条、旅行業者又は当該旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理

- 先立ちその債権の弁済を受ける権利を有する。 業務に関し取引をした旅行者は、旅行者以外の同項の権利を有する者に2 前項の場合において、当該旅行業者又は当該旅行業者代理業者と旅行
- 定める。 3 第一項の権利の実行に関し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で

### (業務改善命令)

|第十八条の三||国土交通大臣は、旅行業者等の業務の運営に関し、取引の

、当該旅行業者等に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずること公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるときは

- ができる。
- 旅行業務取扱管理者を解任すること。
- 三 (略)

実施すること。四の企画旅行に係る第十二条の十の国土交通省令で定める措置を確実に

五・六 (略)

(登録免許税及び手数料)

第二十二条 (略)

- 第十一条の三第一項の旅行業務取扱管理者試験を受けようとする者は
- 、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- に納めなければならない。修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国る第十二条の二十七第一項の規定により国土交通大臣が行う旅程管理研

業務し

により適正かつ確実に実施しなければならない。第二十二条の三(旅行業協会は、次に掲げる業務をこの章に定めるところ

- 一・二 (略)
- て生じた債権に関し弁済をする業務(以下「弁済業務」という。)者とする旅行業者代理業者と取引をした旅行者に対しその取引によつ三 旅行業務に関し社員である旅行業者又は当該旅行業者を所属旅行業

、当該旅行業者等に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずること公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるときは

ができる。

- 旅行業務取扱主任者を解任すること。

三 (略)

実施すること。四年をは、東海の中の国土交通省令で定める措置を確実に四年を確定にの主催が行に係る第十二条の十の国土交通省令で定める措置を確実に

五·六 (略)

( 登録免許税及び手数料)

第二十二条 (略)

、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。2 第十一条の三第一項の旅行業務取扱主任者試験を受けようとする者は

(業務)

| により適正かつ確実に実施しなければならない。||第二十二条の三 旅行業協会は、次に掲げる業務をこの章に定めるところ

一・二 (略)

じた債権に関し弁済をする業務(以下「弁済業務」という。) 者とする旅行業者代理業者と取引をした者に対しその取引によつて生三 旅行業務に関し社員である旅行業者又は当該旅行業者を所属旅行業

## (旅行業務の研修)

第二十二条の七 旅行業協会は、一定の課程を定め、旅行業務取扱管理者 業者に対する旅行業務の取扱いについての研修を実施しなければならな の職務に関し必要な知識及び能力についての研修その他旅行業者等の従

2

#### (略)

# ( 弁済業務保証金の還付)

第二十二条の九 保証社員 (次条第一項の規定により弁済業務保証金分担 るときはその額を加えた額の範囲内) において、旅行業協会が供託して 額を控除し、第二十二条の十一第二項の規定により納付を受けた額があ 内 (当該保証社員について既に次項の認証をした債権があるときはその 者とする旅行業者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、国土 いる弁済業務保証金から弁済を受ける権利を有する。 に関し、当該保証社員について弁済業務規約で定める弁済限度額の範囲 交通大臣の指定する弁済業務開始日以後、その取引によつて生じた債権 金を納付した社員をいう。以下同じ。) 又は当該保証社員を所属旅行業

2 認証を受けなければならない。 前項の権利を実行しようとする者は、その債権について旅行業協会の

3 5 (略)

6 第一 | 項の権利の実行に関し必要な事項は法務省令・国土交通省令で、

> 四 · 五 (略)

## (旅行業務の研修)

第二十二条の七 旅行業協会は、一定の課程を定め、旅行業務取扱主任者 業者に対する旅行業務の取扱いについての研修を実施しなければならな の職務に関し必要な知識及び能力についての研修その他旅行業者等の従

#### 2 (略)

# (弁済業務保証金の還付)

第二十二条の九 保証社員 (次条第一項の規定により弁済業務保証金分担 当該保証社員について既に第三項の認証をした債権があるときはその額 ときはその額を加えた額の範囲内)において、旅行業協会が供託してい 大臣の指定する弁済業務開始日以後、その取引によつて生じた債権に関 者とする旅行業者代理業者と旅行業務に関し取引をした者は、 金を納付した社員をいう。以下同じ。) 又は当該保証社員を所属旅行業 を控除し、第二十二条の十一第二項の規定により納付を受けた額がある し、当該保証社員について弁済業務規約で定める弁済限度額の範囲内 ( る弁済業務保証金から弁済を受ける権利を有する。 国土交通

2 業務に関し取引をした旅行者は、旅行者以外の同項の権利を有する者に 先立ちその債権の弁済を受ける権利を有する。 前項の場合において、当該保証社員又は当該旅行業者代理業者と旅行

3 の認証を受けなければならない。 第一項の権利を実行しようとする者は、その債権について旅行業協会

#### 4 6 (略)

第一項の権利の実行に関し必要な事項は法務省令・国土交通省令で、

第二項の認証に関し必要な事項は国土交通省令で定める。

( 弁済業務保証金の取戻し等)

第二十二条の十二 (略)

- 務保証金を取り戻すことができる。が減額されたときは、すべての保証社員の減額分に相当する額の弁済業2(旅行業協会は、弁済業務規約の変更により弁済業務保証金分担金の額
- 相当する額の弁済業務保証金分担金を返還する。は、当該保証社員であつた者又は保証社員に対し、その取り戻した額に3 旅行業協会は、前二項の規定により弁済業務保証金を取り戻したとき
- ととなる前条第一項の還付充当金の債権に関し弁済が完了した後、前項係、旅行業協会が当該保証社員であつた者又は保証社員に関し第二十二後、旅行業協会が当該保証社員であつた者又は保証社員に関し弁済が完了した は保証社員に対して債権を有するときはその債権に関し弁済が完了した は保証社員に対して債権を有するときはその債権に関し弁済が完了した は保証社員において、当該保証社員が社員の地位を失つたときは次項

(弁済業務保証金の取戻し等)

第三項の認証に関し必要な事項は国土交通省令で定める。

第二十二条の十二 (略)

- 務保証金を取りもどすことができる。が減額されたときは、すべての保証社員の減額分に相当する額の弁済業2(旅行業協会は、弁済業務規約の変更により弁済業務保証金分担金の額
- 額に相当する額の弁済業務保証金分担金を返還する。きは、当該保証社員であつた者又は保証社員に対し、その取りもどした3)旅行業協会は、前二項の規定により弁済業務保証金を取りもどしたと
- ととなる前条第一項の還付充当金の債権に関し弁済が完了した後、前項条の九第三項の認証をした債権があるときは当該債権に関して生ずるこ後、旅行業協会が当該保証社員に対して債権を有するときはその債権に関し弁済が完了したは保証社員に対して債権を有するときはその債権に関し弁済が完了した4 前項の場合において、当該保証社員が社員の地位を失つたときは次項

の弁済業務保証金分担金を返還する。

- 5 旅行業協会は、保証社員が社員の地位を失つたときは、当該保証社員
- 項の認証を受けるため申し出るべき旨を公告しなければならない。第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に同条第二代理業者との旅行業務に関する取引で当該保証社員であつた者が保証社であつた者又は当該保証社員であつた者を所属旅行業者とする旅行業者
- 6 旅行業協会は、前項の期間内に申出のなかつた同項の債権に関しては

の弁済業務保証金分担金を返還する。

- 5 旅行業協会は、保証社員が社員の地位を失つたときは、当該保証社員
- 三項の認証を受けるため申し出るべき旨を公告しなければならない。第一項の権利を有する者に対し、六箇月を下らない一定期間内に同条第員であつた期間におけるものによつて生じた債権に関し第二十二条の九代理業者との旅行業務に関する取引で当該保証社員であつた者が保証社であつた者又は当該保証社員であつた者を所属旅行業者とする旅行業者
- |6|| 旅行業協会は、前項の期間内に申出のなかつた同項の債権に関しては

、第二十二条の九第二項の認証をすることができない。

7 (略)

# ( 弁済業務保証金準備金)

てなければならない。の弁済業務保証金準備金を積み立の弁済業務保証金を供託する場合において還付充当金の納付がなかつたとき第二十二条の十三(旅行業協会は、第二十二条の九第三項の規定により弁

#### 2 (略)

- 、 業務規約で定める額の特別弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付す なお不足するときは、その不足額に充てるため、保証社員に対し、弁済 供託する場合において、第一項の弁済業務保証金準備金をこれに充てて 3 旅行業協会は、第二十二条の九第三項の規定により弁済業務保証金を
- 、その通知された額の特別弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付し4.前項の通知を受けた保証社員は、その通知を受けた日から一月以内に

#### 5 (略)

なければならない。

- の三各号に掲げる業務の実施に要する費用に充てるため、その超えるこを超えることとなるときは、国土交通大臣の認可を受けて、第二十二条7 旅行業協会は、弁済業務保証金準備金の額が国土交通省令で定める額

第二十二条の九第三項の認証をすることができない。

7 (略)

# ( 弁済業務保証金準備金)

てなければならない。の弁済業務保証金準備金を積み立の弁済業務保証金を供託する場合において還付充当金の納付がなかつたとき第二十二条の十三(旅行業協会は、第二十二条の九第四項の規定により弁

#### 2 (略)

3

- しなければならない。
  に、その通知された額の特別弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付4.前項の通知を受けた保証社員は、その通知を受けた日から一箇月以内

#### 5 (略)

- の三各号に掲げる業務の実施に要する費用に充てるため、そのこえること、なるときは、国土交通大臣の認可を受けて、第二十二条7、旅行業協会は、弁済業務保証金準備金の額が国土交通省令で定める額

ととなる額の弁済業務保証金準備金を取り崩すことができる。

(指定の取消し等の場合の弁済業務)

第二十二条の二十三 (略)

- のの合計額に相当する額の弁済業務保証金については、この限りでないの九第二項の認証をした債権で同条第一項の権利が実行されていないも弁済限度額の合計額及びその他の保証社員であつた者に係る第二十二条り戻すことができる。ただし、同項の通知に係る保証社員であつた者の2 旧協会は、前項の通知を受けたときは、供託した弁済業務保証金を取
- 項の認証を受けるため申し出るべき旨を公告しなければならない。 第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に同条第二代理業者との旅行業務に関する取引で当該保証社員であつた者が保証社であつた者又は当該保証社員であつた者を所属旅行業者とする旅行業者 旧協会は、第一項の通知を受けたときは、同項の通知に係る保証社員
- 条の九第二項の規定による認証の事務を行うものとする。 める期間内に申出のあつた同項に規定する債権について、なお第二十二4 旧協会は、前項の規定による公告をした後においては、当該公告に定
- た額の弁済業務保証金を取り戻すことができる。 いる弁済業務保証金のうちその時までに第二十二条の九第二項の認証をいる債権に関する認証の事務が終了した後は、その時において供託されて 旧協会は、第三項の公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定す
- その時においてなお供託されている弁済業務保証金を取り戻すことがで6.旧協会は、第三項の公告に定める期間の後六月を経過した日以後は、

ととなる額の弁済業務保証金準備金を取りくずすことができる。

(指定の取消し等の場合の弁済業務)

第二十二条の二十三 (略)

- 。 のの合計額に相当する額の弁済業務保証金については、この限りでないの九第三項の認証をした債権で同条第一項の権利が実行されていないもの決すことができる。ただし、同項の通知に係る保証社員であつた者の2 旧協会は、前項の通知を受けたときは、供託した弁済業務保証金を取2 旧協会は、前項の通知を受けたときは、供託した弁済業務保証金を取
- 三項の認証を受けるため申し出るべき旨を公告しなければならない。 第一項の権利を有する者に対し、六箇月を下らない一定期間内に同条第人であつた者又は当該保証社員であつた者を所属旅行業者とする旅行業者 旧協会は、第一項の通知を受けたときは、同項の通知に係る保証社員
- 条の九第三項の規定による認証の事務を行うものとする。める期間内に申出のあつた同項に規定する債権について、なお第二十二4.旧協会は、前項の規定による公告をした後においては、当該公告に定
- た額の弁済業務保証金を取り戻すことができる。 いる弁済業務保証金のうちその時までに第二十二条の九第三項の認証をした債権に関する認証の事務が終了した後は、その時において供託されて 旧協会は、第三項の公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定す
- 、その時においてなお供託されている弁済業務保証金を取りもどすこと6 旧協会は、第三項の公告に定める期間の後六箇月を経過した日以後は

きる。

7 (略)

## (試験事務の代行)

う。) を行わせることができる。 三の規定による旅行業務取扱管理者試験の事務 (以下「試験事務」とい第二十五条の二 国土交通大臣は、申請により、旅行業協会に第十一条の

ときも、同様とする。 国土交通大臣の認可を受けなければならない。 これを変更しようとする験事務の実施に関する規程 (以下「試験事務規程」という。) を定め、2 旅行業協会は、前項の規定により試験事務を行おうとするときは、試

3 (略)

)に行わせなければならない。は、国土交通省令で定める要件を備える者(以下「試験委員」という。して必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務について4.旅行業協会は、試験事務を行う場合において、旅行業務取扱管理者と

5~8 (略)

手数料は、旅行業協会の収入とする。は、旅行業協会に納付するものとする。この場合において、納付されたり、旅行業協会が試験事務を行うときは、第二十二条の規定による手数料

の二十の規定は旅行業協会が試験事務を行う場合に準用する。10 第二十二条の十七第二項の規定は試験事務規程について、第二十二条

(報告徴収及び立入検査)

おいて、旅行業者等、第十二条の十一第一項の登録を受けた者、旅行業第二十六条 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度に

ができる。

7 (略)

## (試験事務の代行)

う。)を行わせることができる。 三の規定による旅行業務取扱主任者試験の事務(以下「試験事務」とい第二十五条の二 国土交通大臣は、申請により、旅行業協会に第十一条の

るときも、同様とする。 、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとす、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとす試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め2 旅行業協会は、前項の規定により試験事務を行なおうとするときは、

3 (略)

)に行わせなければならない。は、国土交通省令で定める要件を備える者(以下「試験委員」という。して必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務について4 旅行業協会は、試験事務を行う場合において、旅行業務取扱主任者と

5~8 (略)

の二十の規定は旅行業協会が試験事務を行なう場合に準用する。10 第二十二条の十七第二項の規定は試験事務規程について、第二十二条

(報告徴収及び立入検査)

おいて、旅行業者等、第十二条の十一第一項の指定を受けた者、旅行業第二十六条(国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度に

2 第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処 第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三 す る。 ιį Ų その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。 \_ 六 項の登録を受けた者若しくは旅行業協会の事務所に立ち入り、帳簿書類 その職員に旅行業者等の営業所若しくは事務所又は第十二条の十一第一 業務に関し、報告をさせることができる。 協会又は第二十五条の団体に、国土交通省令で定める手続に従い、その 十万円以下の罰金に処する。 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、 || 第二十五条の二第七項の規定に違反してその職務に関して知り得た 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯 秘密を漏らした者 録研修機関の役員又は職員 (略) かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならな 第十二条の二十三の規定による研修業務の停止の命令に違反した登 第五章 (略) 罰則 第二十八条次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。 3 2 4 Ų その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。 項の指定を受けた者若しくは旅行業協会の事務所に立ち入り、帳簿書類 その職員に旅行業者等の営業所若しくは事務所又は第十二条の十一第一 協会又は第二十五条の団体に、国土交通省令で定める手続に従い、その 業務に関し、報告をさせることができる。 ſΪ (罰則) 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、 (略) 且つ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならな 第五章 (略) 罰則

第三十一条 処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に

第六条の四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした

二 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十一条の二第一項の規定に違反して旅行業務取扱管理者を選任し

兀 第十一条の二第二項の規定に違反して旅行業務に関し旅行者と契約

なかつた者

を締結した者

五 第十二条第一項又は第三項の規定に違反して料金を掲示しなかつた

事項を認可を受けないでした者

六 第十二条の二第一項の規定により認可を受けてしなければならない

七 備え置かなかつた者 第十二条の二第三項の規定に違反して旅行業約款を掲示せず、又は

は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者 第十二条の五の規定に違反して同条に規定する書面を交付せず、又

九(第十二条の六第一項の規定に違反して外務員としての業務を行わせ

十 第十二条の七の規定に違反して広告をした者

十一 第十二条の八の規定に違反して広告をした者

十二 第十二条の九第一項の規定に違反して標識を掲示せず、又はその

営業所において掲示すべき標識以外の標識を掲示した者

十三 第十二条の九第二項の規定に違反して標識を掲示した者

第二十九条の二 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処

第十一条の二第一項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を選任し

なかつた者

|| 第十一条の二第二項の規定に違反して旅行業務に関し旅行者と契約

を締結した者

三 第十二条の二第一項の規定により認可を受けてしなければならない

事項を認可を受けないでした者

匹 第十二条の五の規定に違反して同条に規定する書面を交付せず、又

は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者

五 第十二条の八の規定に違反して広告をした者

六 第十三条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

七 第十八条の三の規定による命令に違反した者

八 第二十五条の二第七項の規定に違反してその職務に関して知り得た

秘密を漏らした者

第三十条次の各号の一に該当する者は、二十万円の罰金に処する。

第六条の四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした

の二 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

|| 第十二条第一項又は第三項の規定に違反して料金を掲示しなかつた

三 第十二条の二第三項の規定に違反して旅行業約款を掲示せず、又は

備え置かなかつた者

いで取引をした者十五 第十四条の三第二項の規定に違反して明示すべき事項を明示しな十四 第十三条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

- 十六 第十八条の三の規定による命令に違反した者
- し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者十八 第二十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

登録研修機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした

- したとき。 一の規定による届出をしないで研修業務の全部を廃止
- 、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。二 第十二条の二十四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず
- 四 第十二条の二十六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避は虚偽の報告をしたとき。 第十二条の二十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又

したとき

違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して従業者がその法人又は人の業務に関し第二十九条から第三十一条までの第三十三条(法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

「話」 第十二条の六第一項の規定に違反して外務員としての業務を行わせ

五 第十二条の七の規定に違反して広告をした者

業所において掲示すべき標識以外の標識を掲示した者 、 第十二条の九第一項の規定に違反して標識を掲示せず、又はその営

- 七 第十二条の九第二項の規定に違反して標識を掲示した者
- で取引をした者()第十四条の三第二項の規定に違反して明示すべき事項を明示しない)
- 九 第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした

者

、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者十(第二十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本従業者がその法人又は人の業務に関し第二十八条から前条までの違反行第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

も、各本条の罰金刑を科する。

処する。 第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に

- | 第十二条の二十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず
- 、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし

別表 (第十二条の十四関係)

						款に関する科目	一この法律及び旅行業約	科目
及び経験を有する者	三 前二号に掲げる者と同等以上の知識	者	二  旅行業務取扱管理者試験に合格した	を有する者	者として旅程管理業務に従事した経験	者によつて選任される者のうち主任の	旅程管理業務を行う者として旅行業	講師

でない。おいかのでは、その法人又は人については、この限りがあったときは、その法人又は人については、この限り当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽さ条の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が

は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。第三十二条(第十五条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又

育二十二条の二第二頁こ見記百五 国土交通省又は旅行業法	一~百四 (略) 提供を受ける国の機関又は法人	別表第一(第三十条の七関係)		住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)							
	関又は法人	七関係)	改 正	和四十二年法律		三	た	者で	二旅	U	者と
令で定めるもの験の実施に関する事務であつて総務省旅行業法による旅行業務取扱管理者試	(略) 務		案	第八十一号)(附則第九条関係)	及び経験を有する者	三 前二号に掲げる者と同等以上の知識	た経験を有するもの	者であつて、旅行業に五年以上従事し	旅行業務取扱管理者試験に合格した	した経験を有する者	者として旅程管理業務に五回以上従事
する旅行業協会 第二十二条の二第二項に規定 国土交通省又は旅行業法	――百四 (略) 提供を受ける国の機関又は法人	別表第一(第三十条の七関係)	現								
令で定めるもの験の実施に関する事務であつて総務省旅行業法による旅行業務取扱主任者試	(略) 事		行								

| 一 旅程管理業務に関する | 一 旅程管理業務を行う者として旅行業

科目

者によつて選任される者のうち主任の

	百六~百二十(略)
	(略)
	百八一百二十(略)
	(略)